

## 獮劉考

村田 浩

後漢時代に「獮劉」という礼がある。大ざっぱに言つて、後漢一代だけの礼だったようである。後世、獮劉が行われなくなると、その内容が明かでなくなり、混乱が生じてくる。獮劉を獮腰とも表記することから、「腰」と混同する者も現れる。「腰」がしばしば「臘」と組み合わせて熟語のように扱われ、「臘」は「蜡」と同じだとも考えられたために、混乱には拍車がかかり、『太平御覧』卷三十三・時序部十八では、年末の「小歳」の項にこの「獮劉」を引く有様である。引用文の冒頭に「立秋」の文字があるにもかかわらず、筆者は、この混乱に筆者なりの解決を与えようとするものである。そのために先ず、本稿では獮劉を取り上げる。

一

後漢時代の獮劉について検討する前に、先ず獮劉の起源について検討する。

「獮劉」の語が文献に現れる最初は、管見に入った限りでは『塩鉄論』である。論窟篇に言う、

大夫曰、金生於巳、刑罰小加、故薺麥夏死。易曰、履霜、堅冰至。秋始降霜、草木隕零、合冬行誅、万物畢藏。春夏生長、利以行仁。秋冬殺藏、利以施刑。故非其時而樹、雖生不成。秋冬行德、是謂逆天道。月令、涼風至、殺氣動、蜻蛉鳴、衣裘成。天子行微刑、始獵、以順天令。文學曰同四時、合陰陽、尚德而除刑。如此、則鷹隼不鷲、猛獸不攫、秋不蒐獮、冬不田狩者也。

と。「獵」 という字になっているが、これは獵のことだろう。獵は「獵」 と表記されることもあるのだから。

ここでは獵は、月令の一つとして挙げられている。しかし、例えば『礼記』月令には、「獵」の文字はない。『礼記』月令はもちろん、『呂氏春秋』十二紀、『淮南子』時則訓のどこにも、「獵」はおろか「獵」の字も見出せない。

『爾雅』絜獸や『説文解字』豸部によれば、獵とは虎のなかまの猛獸である。『漢書』武帝紀・太初二年の注が引く蘇林によれば、獵は立秋の日に獸を祭るので、天子もこれに倣って獸を狩って宗廟に祭るのだという（劉は殺の義）。春の獮祭魚を想起させるが、「獵祭獸」とは月令に見えないことである。

似た記事を捜すと、孟秋に「鷹祭鳥」がある。鷹が秋になると鳥を捕るようになるというのである。天子もこれに倣って刑戮を行い始める時だという。月令の典型と言える発想で、刑罰は春夏には行わず、秋冬に限るとするのだ。しかし鷹と獵とは違いが大きすぎ、「鷹祭鳥」を獵と関連づけるには躊躇を覚える。

鳥ではなく獸が「祭獸」という記事はないかというところ、あるにはある。季秋の「豺祭獸」である。しかし『爾雅』『説文解字』によれば豺は狼のなかまで、我々の感覚では虎には似ていないし、また「豺祭獸」の記事には、

天子がそれに倣って何かを行うということが見えない。更に時期が季秋であることも、立秋の獬廌とは離れすぎる。さればこれも獬廌の由来とするには少し弱いように思える。『礼記』や『呂氏春秋』、『淮南子』などの月令記事を見る限りでは、「獬廌」という語の由来しそうな箇所はない。

では獬廌とは、本来月令と関係ない行事だったのか。恐らくそうではない、というのは、『大戴礼』夏小正篇に、

七月、獬廌肇肆。肇、始也。肆、遂也。言其始遂也。其或曰、肆、殺也。

とあるからである。七月は孟秋で立秋という時期に合う。「或曰」だが「始めて殺す」という記述は「劉」字に合う。獬廌は豺よりは獬廌に近い。『説文解字』豸部は「豺、伏獸、似獬廌」と言い「獬廌、獬廌、似豺」と言う。この場合「豺」（或いは豺）とはタヌキではなくネコのなかま（獬廌は虎のなかまなのだから）であるようだが、獬廌と豺とは互いに似た獣であるらしい。「豺祭獸」よりは獬廌の起源とするにふさわしいと思われる。それならばなぜ表記が「獬廌」であって「豺肆」ではないのかという疑問は残るが。

では、この獬廌という語は、いつごろから存在したのであるか。『塩鉄論』に記されるからには、前漢・宣帝期に獬廌の語があったことは疑いない。昭帝期に既にあった可能性もあるだろう。しかし武帝以前にはどうだろうか。文献に見えないからその語自体が存在しなかった、とは断言できない。従って、遅くとも宣帝期には語として存在はしていたとしか言えないのである。ただしこのことは、宣帝期には年中行事として実行されていたということの意味はしない。月令記事に記された行事が、前漢時代に悉く実行されていたとは考えにくい。

では、いつから実際に行われるようになったのか。前述の武帝・太初二年の記事は、獬廌を行ったとは考えら

れない。宣帝の時代に実際に行われていたかどうかとも判らない。しかし時代が下ると、実際に行われた記録が出てくる。『後漢書』劉玄伝に、

張印・廖湛・胡殷・申屠建等与御史大夫隗囂合謀、欲以立秋日羆臙時共劫更始、俱成前計。

とあるのがそれである。これによれば後漢・光武帝の即位以前に、既に羆劉の礼は行われていたことになる。前漢末から新の時代にかけては、王莽が国家礼制を大改変しているから、羆劉の礼もあるいは王莽によって制定されたものかとも思えるが、断定はできない。後漢王朝成立以前に羆劉の礼が行われていたと言えるだけである。

『統漢書』礼儀志中の注が引く『古今注』に、「(明帝)永平元年六月乙卯、初令百官羆臙、白幕皆霜」とあるが、この「初」とは無論史上初の意ではなく、後漢初の意であろう。

劉玄伝の記事からは、羆劉が何らかの武事を伴った行事であることが窺われる。武装した者が多数集まっても怪しまれない日時であるからこそ、更始帝劉玄を劫かそうという計画が練られたのだろうから。しかしこの記事からは、これ以上のことは判らない。では次に、『後漢書』によって、羆劉の具体的な内容を検討しよう。

## 二一

『統漢書』礼儀志中に次のようにある。

立秋之日、白郊礼畢、始揚威武、斬牲於郊東門、以薦陵廟。其儀、乘輿御戎路、白馬朱鬣、躬執弩射牲。牲

以鹿麋。太宰令・謁者各一人、載以獲車、馳送陵廟。於是乘輿還宮、遣使者齋束帛以賜武官。武官肄兵、習戰陣之儀。斬牲之礼、名曰獮劉。兵官皆肄孫吳兵法六十四陣、名曰乘之。立春、遣使者齋束帛以賜文官。獮劉之礼、祀先虞、執事告先虞已。烹鮮時、有司告、乃遂巡射牲。獲車畢、有司告事畢。

「立秋之日」。獮劉の礼が行われるのは立秋の一日だけである。先の『塩鉄論』では「始獮麋」となっていた。「始」の字があるからには、獮劉はこの季節（秋、あるいは秋冬）を通じてずつと行われるということになる。二度三度だけでも知れないが、一度きりしか行わない行事に「始」の字は不要である。しかし後漢の獮劉は、立秋の日に一度行うだけなのである。

「白郊礼畢」。月令では、立秋の日に、天子は三公以下を引率して郊外へ秋の気を迎えに出かける。その礼が終わってから、ということである。文意に疑いの余地はないが、標点本が「白」字に作るのは盧文弨の校勘によつたのであつて、もとは「自」字に作つてゐる。盧文弨は『宋書』礼志によつて改めたと言ふ。確かに『宋書』礼志四では「白郊」に作るが、同じく『宋書』の礼志一では単に「郊礼畢」に作つてゐるし、『晋書』礼志下は「自郊礼畢」に作る。どちらにしても文意に違いが出るわけではない。『統漢書』祭祀志中の記事（後出）によれば、「西郊」とあるのが最もよいようにも思える。

「始揚威武」以下「以賜武官」までは問題ない。「載以獲車」の「以」字は盧文弨に従つて補い、「馳送陵廟」の「馳」字の下に「駟」字があつたのは盧文弨に従つて刪つたというが（いずれも『宋書』礼志一によるのだらう）、有無いずれでも文意に変わりはない。「於是乘輿還宮」、もとは「於是乘輿」の四字が無く、惠棟に従つて補つた（『宋書』礼志一によるのだらう）というが、これも無くても意味は通る。「武官肄兵」は、後述の都試の

慣習を伝えるものであろう。

標点本は、次の「習戰陣之儀」で句を切らず、「斬牲之礼、名曰獬劉」に続けて読む。すると、獬劉の礼とは、武官の訓練と犠牲を宗廟に供えることと、二つの事柄を包括することになる。しかし、直後に「兵官皆肆孫吳兵法六十四陣、名曰乘之」とあるのだから、武官の訓練は「乘之」という礼であり、獬劉は犠牲を供えるだけと解釈するほうが穩当ではないか。立春の文官への賜り物の記事の後、再び獬劉の礼について述べられている箇所でも、武官の訓練のことは触れられていない。軍事訓練は、獬劉の日には必ず行われるが、獬劉のものではないのである。

獬劉の式次第は、次の「獬劉之礼」以下に記される。内容の検討は後にして、先に文字の異同について述べる。王先謙は、官本は「有司」の下の「告」字が無いという。これがないと、「逡巡して牲を射る」のは有司だということになるが、先に「躬執弩射牲」という以上、天子自ら犠牲を射るはずで、「告」字はあるほうがよい。

さて、獬劉の式次第である。標点本は「祀先虞、執事告先虞已。烹鮮時、……」と句を切っている。筆者はこれを「祀先虞執事、告先虞已烹鮮。時、……」と切りたい。というのは『統漢書』祭祀志中に、

立秋之日、迎秋于西郊、祭上帝蓐收。車旗服飾皆白。歌西皓、八佾舞育命之舞。使謁者以一特性先祭先虞于壇、有事、天子入圍射牲、以祭宗廟、名曰獬劉。語在礼儀志。

とあるからだ。先ず先虞を一特性で祭り、そこで何らかの事を行う。続いて天子が犠牲を射、これを宗廟に供える。「執事」は属官を指す名詞ではなく、祭祀志の「有事」に当たる動詞だろう。そして先虞を祭るやり方が、「告先虞已烹鮮」になるのだと思われる。その後、天子は犠牲を射る。

先虞とは見慣れない神名である。礼儀志中・祭祀志中のほかには、祭祀志上に見えるだけである。言う、  
於使使謁者以一犧牲於常祠泰山処、告祠泰山、如親耕・獮劉・先祠・先農・先虞故事。

と。犠牲を供える礼に現れる点、また先農（農事の先）と並列される点を勘案すると、先虞とは虞人の先、即ち山林の神、狩猟の神ではないかと思われる。新しく作られた神名であったとしても、そういうものとして命名されたのではなからうか。

その先虞を祭るのに烹鮮を以てする。虞人が沼沢をも司ることを考えると、「煮魚」でも不思議はないようだが、獮劉の礼、天子自ら犠牲を射る礼に煮魚はそぐわない。この鮮は『老子』の小鮮ではなく、生肉の義ではないか。『周礼』天官庖人の注が引く鄭衆が「鮮謂生肉」と言い、『淮南子』泰族訓の注に「生肉為鮮」と言う、その鮮ではないか。生肉をそのまま供えるのではなく、一旦煮てから供える、そこに何か意味があるのではないかと思われる。ほかに比較できる資料がなく、これ以上のことは判らないが。

獮劉に関してはほかに、断片的な記事が二つ残されている。一つは『統漢書』輿服志下の注が引く『漢旧儀』で、「凡齋、紺幘。耕、青幘。秋獮劉、服紺幘」と言う。いま一つは『統漢書』百官志三で、「孝武帝初置水衡都尉、秩比二千石、別主上林苑有離宮燕休之处。世祖省之、并其職於少府。每立秋獮劉之日、輒暫置水衡都尉、事訖乃罷之」と言う。水衡都尉とは、武帝紀に置かれた「特殊な財務官」（平凡社東洋文庫『漢書食貨・地理・溝洫志』永田英正・梅原郁訳注）であるが、財務のことのみを司るのではなく、上林苑中の禽獣のことをも司ったようで、『漢書』貢禹伝には「天子納善其忠、乃下詔令太僕減食穀馬、水衡減食肉獸」とある。百官志が言うように、水衡都尉は光武帝に廃されたのだが、代わりに上林苑令が置かれ、苑中の禽獣を主どった。獮劉の日にの

み水衡都尉が復活せられた理由は、わからない。上林苑令がいるのにそれではいけなかつたのであろうか。上林苑令は六百石、水衡都尉は比二千石である。官位の上下が関係しているかも知れぬ。

### 三

獬廌に伴う行事として、軍事訓練があつた。『続漢書』礼儀志中も獬廌と乗之とを並列して述べているが、軍事訓練は獬廌とは切り離せないものだらう。獬廌が狩りを聯想させる礼であり、卷狩りは古今東西を通じて軍事訓練であつたことを考えれば、獬廌に軍事訓練が附属しても不思議はない。

前漢時代すでに、秋に軍事訓練があつたことが伝えられている。『漢書』翟義伝に「於是以九月都試日斬觀令、因勒其車騎・材官士、募郡中勇敢、部署将帥」とあり、韓延寿伝には「及都試講武、設斧鉞旌旗、習射御之事」とある。翟義伝の記事は劉玄伝と同じ趣旨で、九月の都試の日には武事が行われることが判る。韓延寿伝はもう少し詳しいもので、軍事訓練に都試と講武と二種類あつたらしいことが知られる。『続漢書』百官志五の注が引く『漢官儀』によれば、軍事訓練には二種類ある。一つは「民年二十三為正、一歳以為衛士、一歳為材官騎士、習射御騎馳戰陣」と言われるように、武器の扱い方や戦場での行動のしかたについての訓練を行うもの。いま一つは「八月、太守・都尉・令・長・相・丞・尉、会都試、課殿最」と言われ、個人の技倆の優劣を競うもの。後者は都試と明記されているから、前者が講武に当たるのだらう。その時期は、九月ではなく八月とされている。



伝写の誤りがあるのか、秋とだけで八月なのか九月なのかは時代によって異なっていたのか、いずれとも決しがたい。

『後漢書』李通伝には「光武既深知通意、乃遂相約結、定謀議、期以材官都試騎士日、欲劫前隊大夫及属正、因以号令大衆」とあつて、新末にも都試が行われていたことが知られる。注は「漢法以立秋日都試騎士、謂課殿最也」と言い、八月九月が立秋の日に早められている。注者の時代が下り、「立秋都試」が定説になつたためかも知れない。光武帝紀・建武七年三月の注が引く『漢官儀』には、「常以立秋後講肄課試」とあり、必ずしも立秋のその日に限るわけではないようであるが、やはり八月九月ではあるまい。漢代、礼に従つて月令を行うにしても、その時期はあまり問題にはされなかつたらしい。月令では講武は孟冬の行事であるが、前漢時代には秋に行われている。『続漢書』祭祀志中が引く今月令には「季秋天子乃教田獵、以習五戎」とあるが、八月では仲秋である。これを立秋獮劉の日に行い、名称を「乗之」としたのが、後漢時代の礼であろう。礼儀志中によれば、乗之とは戦陣の儀を習うことであり、先に挙げた百官志の注が引く『漢官儀』の「習射御騎馳戦陣」に当たるだろう。礼儀志中の注は『周礼』夏官大司馬の戦陣・行軍の習得の件りを引くが、適切な注だと思われる。

乗之が技倆の優劣を競うものではなく、戦陣の儀を習うものであつたことは、時代が下るが次の記事によつても知られる。『三國志』魏書・武帝紀・建安二十一年三月の注が引く『魏書』に、

有司奏、四時講武於農隙。漢承秦制、三時不講、唯十月都試車馬、幸長水南門、会五營士、為八陳進退、名曰乗之。

とある。ここでも乗之は、陣形・行軍の習得のことであり、個人の技比べではない。では、技倆の優劣を競う

ものはどうなったのであろうか。『礼記』月令に「孟冬、講武、習射御角力」とある。「角力」と言えば力くらべが聯想されるであろう。『太平御覽』卷三十三・時序部十八「臘」の項に引く『礼記』月令の注に「講武角力、校武士材力、所以備田獵之礼」とあつて、角力は個人の技倆を競うものとされている。月令のこの文につけた盧植の注が『統漢書』礼儀志中の注に引かれているが、そこで盧植は「角力、如漢家乘之引闕踴躍之属也」と言う。「角力、如漢家乘之」であれば、乗之の礼も（角力がさうであるように）個人の技比べであり、その内容が引闕（引闕）や踴躍だということになる。少なくとも劉昭はさういうつもりで盧植を引いたのではないかと思われる。が、『統漢書』礼儀志中によれば、乗之の礼には（引闕は不明であるにしても）踴躍は含まれていなかった。盧植は「角力」を広く考え、乗之・引闕・踴躍を並列してこれに当てたのではないか。だとすれば乗之は角力と同じものではなく、従つて、個人の技や力を比べるものでもない。『統漢書』礼儀志中の記事には、立秋の日に個人の技倆を競う礼は記されていないと考えられる。

#### 四

鄭玄は『周礼』夏官・射人の注に、「烝嘗之礼、有射豕者。国語曰、禘郊之事、天子必自射其牲。今立秋有龜劉云」と言う。これによつて、後漢末まで龜劉の礼が行われていたこと、その礼は天子が犠牲を射るものとして知られていたことが判る。一方、後漢中葉の『説文解字』には、

膾、楚俗以二月祭飲食也。从肉婁声。一曰、析穀食新曰膾。

とある。これだけなら紛れることはない、この項は「膾」という行事について解説したもので、糶劉とは無関係なものである。この項が問題となるのは、大徐本では最後の「膾」字の上に「離」字があるからで、「離膾」とは「糶膾」の転訛ではないかとも思われるためである。

さらに、後漢末の応劭『風俗通義』<sup>20</sup> 祀典篇「膾」の項には、

謹按韓子書、山居谷汲者、膾臘而買水。楚俗常以十二月祭飲食也。又曰、嘗新始殺也。食新曰膾膾。

とある。「膾膾」とは見慣れない語であり、旁が共通するところから、「糶膾」の転訛ではないかと思われるのは自然である。『北堂書鈔』卷百五十五・歲時部三「膾」の項に引く『風俗通』、また『太平御覽』卷三十三・時序部十八「小歳」の項に引く『風俗通』が、いずれも「糶劉」に作っていることも、その疑いを濃厚にする。そして、この文の「楚俗」以下が『說文解字』の引用であると考えられるところから、『說文解字』大徐本の「離膾」も「糶膾」の誤りではないかと考え得る。しかし、新穀を食べることが糶劉だというのは、『統漢書』<sup>21</sup> 禮儀志中や『周礼』鄭玄注と食い違ふ。月令によれば、新嘗の祭りが行われるのは孟秋である。糶劉の礼が行われる時は、また同時に新穀が食べられる時でもあるということが、いつしか混同されてしまったものと思われる。

後漢時代においてさえ、理解に混乱を生じた糶劉である。『漢書』武帝紀の注が引く伏臘も、どうやら膾と糶劉とを混同していたようである。三国の如淳や蘇林は完全に誤解している。前漢末(?)に始まった糶劉の礼は、漢朝が滅びると共に滅んでしまったらしい。如淳や蘇林の誤解は当然のことで、『晋書』<sup>22</sup> 『宋書』の礼志を見ても、乗之の名残を留める治兵のことは記されているが、天子が犠牲を射る礼については何も書かれていないのだ。そ

の治兵も、『晋書』本紀によれば十一月十二月に行われており、『宋書』本紀では正月二月に行われている。立秋講武の面影は、最早やどこにも見出せない。史書では、『魏書』礼志一に「太宗……立昭成・献明・太祖廟、常以九月十月之交、帝親祭。牲用馬牛羊。及親行羆劉之礼」とあるのが、羆劉の語の現れる最後である。ここの羆劉も、どういう礼を行ったのかは全く判らない。この後、羆劉は名実共に完全に絶えてしまうのである。

### 結び

顔師古が誤解し、虞世南が誤ったように、唐の時代には羆劉は既に忘れられた礼であった。『太平御覽』の混乱も故なしとしない。しかし後漢時代においては、羆劉は生きた礼だった。だからこそ礼経に或いは従い或いは違い、時に混乱や誤解を生じたのである。その誤解の大きな原因の一つに、臙との混同が挙げられる。臙と臘祭と、そして蜡祭との関係については、稿を改めて述べなければならない。これを今後の課題とする。

### 注

(1) 例えば、『漢書』武帝紀・太初二年の注。『北堂書鈔』も卷百五十五・歳時部三において、「臙」の項に羆劉の記事を引く。

(2) 例えば『韓非子』五蠹篇に「夫山居而谷汲者、膾臘而相遺以水、沢居苦水者、買庸而決竇」とある。

(3) 『独断』上に、「四代称臘之别名、夏曰嘉平、殷曰清祀、周曰大蜡、漢曰臘」とある。『風俗通義』祀典篇にも同様の文がある。

(4) テキストは、『塩鉄論校注』（定本）（王利器校注、中華書局、一九九二年七月）による。但し王利器は「文字曰」の「曰」字を刪る。

(5) 『北堂書鈔』卷百五十五・歳時部三「臘」の項に、「蔡邕曰、羆獸常以立秋日、還食母、猛虫之搏擊。王者亦以此日出獵、還以祭宗廟」とある。『太平御覽』卷三十三・時序部十八「小歳」の項も略々同文。『独断』の佚文か、あるいは後世蔡邕に仮託されたものか。『書鈔』以前のものに見えないことから考えると仮託かも知れない。

(6) テキストは、『大戴礼記解詁』（王聘珍撰、中華書局、一九八三年三月）による。なお「肇始也」以下を戴徳の伝だとする見方がある（顧鳳藻など）。

(7) 孔広森『大戴礼記補注』（『皇清経解』所収）は「或曰」の説を是とする。

(8) 夏小正のこの記事と羆劉との関係については、顧鳳藻『夏小正経伝集解』（世界書局、一九七四年五月三版）が既に指摘している。漢代において『大戴礼』（あるいは夏小正篇）の影響力が大きかったことが知られる。

(9) 王先謙『後漢書集解』校補は、「羆劉字本応作劉。借作膾者、当由羆乃獸名而劉為帝姓、史臣意有所嫌、故冊書從而改之、非本義也」と言う。もしそうなら、漢人にこそ「劉」字を忌む理由があるわけで、漢室が「劉」字を改めてしまいそうなものである（『周礼』の注で鄭玄は「羆劉」と書いている。王先謙は私注だから諱

むところがなかったと言うが、説得力に欠ける。劉媪（媿）音通であつたので表記が異なるだけのことはないか。

- (10) 『漢書』（テキストは、一九六二年六月第一版の中華書局標点本による）武帝紀に「太初二年三月、行幸河東、祠后土。令天下大酺五日、媪五日、祠門戸、比臘」とある。その注に、「如淳曰、媪、音樓。漢儀注、立秋糶媪。伏儼曰、媪、音劉。劉、殺也。蘇林曰、媪、祭名也。糶、虎属。常以立秋日祭獸、王者亦以此日出臘（王先謙『漢書補注』は、「官本注出臘作出臘、是」と言う。）、還、以祭宗廟、故有糶媪之祭也。師古曰、統漢書作糶劉。媪・劉義各通耳。臘者、冬至後臘祭百神也。臘、音來盍反」とある。如淳も蘇林も顔師古も「媪五日」とは糶劉を行つたことだと考えているらしい。伏儼が「劉、殺也」と言うのも、糶劉と同じ視してのことである。しかし、錢大昭『漢書弁疑』（王先謙の『漢書補注』が引く）が既に指摘したように、この時の「媪」は三月に行われているのに対し、糶劉の日は立秋と決まっており、時期が違いすぎる。張敦仁（張敦仁の考證は、彼が嘉慶十二年に明・弘治十四年の涂禎本によつて影刻した『塩鉄論』に附載されている。いま『四部備要』に収める。）が、糶劉は後漢の明帝に始まるとする（『統漢書』禮儀志中の注が引く『古今注』による）のには、『後漢書』劉玄伝の記事があるので従えないが、彼も「媪」と「糶媪」とを別物だとする。『漢書』のこの記事が糶劉のことを述べたのでないことは、既に明らかだと考える。
- (11) テキストは、一九六五年五月第一版の中華書局標点本による。以下「標点本」と言えばこれを指す。
- (12) テキストは、一九七四年十月第一版の中華書局標点本による。
- (13) テキストは、一九七四年十一月第一版の中華書局標点本による。

(14) 『北堂書鈔』卷六十三・設官十五「都尉」の項に、「漢官解詁云、都尉、郡各一人、副佐太守。言与太守俱受銀印部符之任、為一郡副將。然俱主其武職、不預民事。旧時常以八月都試講習其射力、以備不虞。皆絳衣戎服、示揚威武、折衝厭難者也」とある。

(15) テキストは、一九五九年十二月第一版の中華書局標点本による。

(16) 盧文弨は「引闕」を「引関」に作るが、理由は示さない。「引闕」では不明だが、「引関」ならば前出の『後漢書』光武帝紀・建武七年三月の注が引く『漢官儀』に、「高祖命天下郡国選能引関・蹶張・材力・武猛者、以為輕車・騎士・材官・樓船」とあり、臂力が優れている者を言う語らしいことがわかる。なお沈祖緜（『呂氏春秋校釈』が引く）・陳奇猷『呂氏春秋校釈』（学林出版社、一九八四年四月）はいずれも、孟冬紀の「肄射御角力」の注に盧植注を引いて「引闕」に作っている。「引闕」ならば陳奇猷の言うとおり、レスリング・相撲の類であろう。

(17) 蹴鞠が講武に用いられるのはそぐわない感じがするが、『史記』蘇秦伝の集解が引く劉向『別録』に「蹶鞠者、伝言黄帝所作、或曰起戦国之時。蹶鞠、兵勢也、所以練武士知有材也。皆因嬉戯而講練之。」とある。

(18) 『統漢書』百官志五の注が引く『漢官儀』によれば、講武は一般人民を対象にしたもの、都試は職業軍人を対象にしたもののように見える。光武帝紀・建武七年三月の条には「宜且罷輕車・騎士・材官・樓船士及軍仮吏、令還復民伍」とあり、講武はその対象とするものを失ってしまったようである。都試は、個人の力比べとして、張衡の「西京賦」に描写されるようなショー・見世物に変貌してしまい、一方講武は、職業軍人を対象にして存続したのではなからうか。

(19) テキストは、段注本（芸文印書館、一九七九年六月五版）による。

(20) テキストは、『風俗通義校釈』（呉樹平、天津古籍出版社、一九八〇年九月）による。呉樹平は盧文弨の校訂に従って、「臚」字を「獮」字に改める。

(21) しかし『説文解字』も『風俗通義』も、もとは「獮臚」とは書いていない。武断を敢てすれば、「獮臚」でも「離臚」でも「臚臚」でもない「某臚」という名の、「臚」のヴァリアントがあったのではないかと思われる。なお筆者の考えによれば、「臚」とは盛大な飲食を伴う祭り、もしくは盛大な飲食そのものである。行われる季節は、特に定まっていない。